

## 建築士事務所廃業届の記入要領

建築士事務所の登録を受けたものが、次の①～⑥までの一つに該当することとなった場合、それぞれに掲げる方は、30日以内に建築士事務所廃業の届出を正副各々一部提出してください。

- ① 建築士事務所の業務を廃止したときは、開設者であった方(他都道府県への移転を含む)
- ② 建築士事務所の開設者が死亡したときは、その相続人
- ③ 建築士事務所の開設者が破産したときは、その破産管財人
- ④ 法人が合併により解散したときは、その法人を代表する役員であった方
- ⑤ 法人が合併又は破産以外の事由により解散したときは、その清算人
- ⑥ 登録区分(個人←→法人、一級←→二級←→木造)を変更したときは、開設者であった方

※ 保管している登録通知書及び登録申請書副本を添付(返却)してください。

(上記書類をお持ちでない場合、窓口で理由書の記入をお願いさせていただいております。)